

## 補章 福島第一原子力発電所事故に伴う除染業務に関する労働力需要等について

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により福島県内を中心に広域的な放射能汚染が発生し、国策として除染作業が推進されている。

この補章では、東日本大震災に伴い発生した労働力需給の特徴的な一端を示すものとして、この業務に関する計画・実施状況と、これに伴う労働力需要等について、資料の収集・分析結果等を取りまとめている。

この補章に限っては、本資料シリーズの調査対象期間（震災後1年間程度を中心とし、原則として2012年7月ごろまで）とは異なり、2013年4月の状況を中心に扱っている。

### 1 除染作業の計画等について

#### (1) 除染実施地域と除染実施計画

##### ア 国直轄の除染実施地域（除染特別地域）について

- ・ 国が直轄で除染を行う地域は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第25条第1項の規定により「除染特別地域」として指定された7町村（浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、葛尾村及び飯館村）全域及び4市町村の一部（川内村、田村市、川俣町及び南相馬市の警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域）である。これらの「除染特別地域」は、すべて同法第11条第1項の「汚染廃棄物対策地域」との重複指定となっている。
- ・ これらの地域における除染は、同法第7条第1項の「基本方針（平成23年11月11日閣議決定）」、「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）について（平成24年1月26日環境省）」、同法第28条第1項の「特別地域内除染実施計画」（これまでに双葉町と富岡町を除く9市町村について策定済み）により実施されている。

※ 「**除染特別地域**」は、放射性物質汚染対処特措法の「基本方針」において、「線量が高く土壌等の除染等の措置の実施に当たって高いレベルの技術及び作業員の安全の確保への十分な配慮が必要であること、国の指示に基づき立ち入りが制限されている地域であること等を踏まえ指定するものと」されている。

※※ 「**除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）について（平成24年1月26日環境省）**」より

○除染計画の策定に当たっての基本的考え方（抜粋）

- ・ 住民の一日も早い帰還を目指すため、まずは、避難指示解除準備区域となる地域及び居住制限区

域となる地域について優先的に除染を実施する。これらの地域については、平成 26 年 3 月末までに、住宅、事業所、公共施設等の建物等、道路、農用地、生活圏周辺の森林等において土壌等の除染等の措置を行い、そこから発生する除去土壌等を適切に管理された仮置場へ逐次搬入することを旨指す。

- ・ 帰還困難区域となる地域については、高線量の地域で除染モデル実証事業を実施し、その結果等を踏まえて対応の方向性を検討する。

- (注) 1. 避難指示解除準備区域：避難指示区域のうち、年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実であると確認された地域。帰宅を希望される方が 1 日も早くご帰宅できるよう、除染を進めていきます。(環境省 除染情報サイト)
2. 居住制限区域：年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超える恐れがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域。帰宅を希望される方が 1 日も早くご帰宅できるよう、除染を進めていきます。(環境省 除染情報サイト)
3. 帰還困難区域：5 年を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らない恐れのある、現時点で年間積算線量が 50 ミリシーベルト超の地域。(環境省 除染情報サイト)
4. 森林については、各「特別地域内除染実施計画」において、「住居等近隣における措置を最優先に行うものとする。その他の森林については、当面は、蓄積されつつある技術的知見を踏まえて、関係機関と連携して、今後の対応を検討する。」とされている。

#### ○除染工程の一連の流れ

- 1) 土地の関係人の把握  
除染を行う土地等のすべての関係人（住民、所有者等）の氏名等を把握する。
- 2) 現地調査等についての住民説明会  
現地調査等の実施に当たり住民説明会を開催し、関係人に除染の説明を行う。
- 3) 建物等の立入りの了解  
建物、土地等の状況調査を行うため、関係人から立入りの了解を得る。
- 4) 放射線モニタリング・建物等の状況調査（現地調査）  
建物、土地等の放射線濃度モニタリング、建物等の損壊状況の把握等を行う。
- 5) 除染方法の決定  
上記の結果を踏まえ、適切な除染方法を決定する。
- 6) 除染方法の確認・除染の同意  
除染方法（除染の対象物・範囲・手法等）について、関係人に説明を行い、同意を得る。
- 7) 除染作業  
同意内容に沿って、除染作業を実施する。

## 8) 事後の放射線モニタリング等

除染作業後に、除染対象物の放射線モニタリング等を行う。

## 9) 結果の報告

除染による結果等を関係人に報告し、確認をいただく。

除染事業は、除染計画に沿って、順次事業者が発注を行って進めることが基本となるが、除去された土壌や廃棄物の仮置場等や処理施設の受け入れ能力、作業に要する人員・資機材等の確保状況などの制約がある場合には、柔軟に対応する必要があることに留意する。

また、事業者への発注に当たっては、地元雇用の確保に配慮する。

### ※※※ 除染特別地域における除染の方針（環境省「除染情報サイト」より）

#### 〔除染の目標〕

- ・ 追加被ばく線量 年間 20 ミリシーベルト以上の地域
 

追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト以上である地域については、その地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指します。ただし、そのうち線量が特に高い地域については、長期的な取り組みとなると思われます。
- ・ 追加被ばく線量 年間 20 ミリシーベルト未満の地域
 

追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト未満である地域については次の目標を目指します。

  - 1 長期的な目標として追加被ばく線量を年間 1 ミリシーベルト以下とします。
  - 2 平成 25 年 8 月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量が平成 23 年 8 月末と比べて、放射性物質が自然に減少する量を含めて約 50%減少した状態を実現します。
  - 3 学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって、平成 25 年 8 月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が平成 23 年 8 月末と比べて、放射性物質が自然に減っていく量を含めて約 60%減少した状態を実現します。

#### 〔除染の進め方〕

- ・ 追加被ばく線量が特に高い地域以外の地域については、平成 26 年 3 月末までに、住宅、事業所、公共施設等の建物等、道路、農用地、生活圏周辺の森林等において除染等を行い、発生する除去土壌等を仮置場へ逐次搬入することを目指します。
- ・ 追加被ばく線量が特に高い地域においては、まずは国が除染モデルの実証事業を実施します。これによって線量が特に高い地域における効率的・効果的な除染技術及び作業員の安全を確保するための方策を確立した上で、段階的に除染を進めます。
- ・ 特別地域内除染実施計画は、地域ごとの実情を踏まえ、優先順位や実現可能性を踏まえたものとしてします。
- ・ 除染は段階的に進めます。まず、除染の拠点となるようなところなどから開始し、次に、インフラ（社会基盤）を先行的に行って、本格的な除染を開始し、除染された面積・地区を増やしていきます。 （注）いわゆる「面的除染」
- ・ 除染で発生した除去土壌等については、環境省が市町村の協力を得つつ場所を確保し、一時的な保管をします。

※※※※ これらの他、環境省は「**除染関係ガイドライン（平成 23 年 12 月）**」において、除染の具体的方法について詳細に記述している。

- ・ 国直轄の除染実施地域（除染特別地域）における除染の進捗状況は下表のとおりである。

〔表 5-1〕 国直轄の除染実施地域（除染特別地域）における除染の進捗状況

「除染特別地域」（7 町村全域と 4 市町村の一部）	「特別地域内除染実施計画」の策定（「復興の現状と取組（2013 年 4 月 25 日、復興庁）」より）	除染作業（「復興の現状と取組（2013 年 4 月 25 日、復興庁）」より）	仮置き場の地元調整・工事（2013 年 4 月 25 日、復興庁）」より）	2013 年 4 月 1 日以降の「帰還困難区域（25 年度末までの除染完了目標の対象外でモデル事業のみ実施）」
田村市の一部	○（2012 年 4 月）	○（2012 年 7 月～）	○（確保済み）	—
楢葉町	○（2012 年 4 月）	○（2012 年 9 月～）	○（確保済み）	—
川内村の一部	○（2012 年 4 月）	○（2012 年 9 月～）	○（確保済み）	—
飯館村	○（2012 年 5 月）	○（2012 年 9 月～）	○（一部確保済み）	一部帰還困難区域
川俣町の一部	○（2012 年 8 月）	準備作業（除草）中（2012 年 11 月～）	○（一部確保済み）	—
葛尾村	○（2012 年 9 月）	準備作業（除草）中（2012 年 10 月～）	○（一部確保済み）	一部帰還困難区域
南相馬市の一部	○（2012 年 4 月）		地元調整中	一部帰還困難区域
浪江町	○（2012 年 11 月）		地元調整中	一部帰還困難区域
大熊町	○（2012 年 12 月）		地元調整中	一部帰還困難区域
富岡町	地元調整中		地元調整中	一部帰還困難区域
双葉町	—			（2013 年 4 月現在、帰還困難区域想定だが未指定）

## イ 福島県内における市町村の除染実施地域（除染実施区域）について

### ① 「汚染状況重点調査地域」（除染実施区域）

- ・ 市町村が中心となって除染を行う地域は放射性物質汚染対処特措法第 32 条第 1 項の規定により「汚染状況重点調査地域」として指定された市町村であり、福島県内では 40 市町村（除染特別地域となっている地域を除く。「除染実施区域」と呼ばれることもある。）が指定されている。これらの地域については、都道府県知事又は市町村長が同法第 36 条第 1 項の規定に基づき「除染実施計画」を定めることとされているが、定めるに際してはあらかじめ環境大臣と協議を行うこととなっている。2013 年 4 月 25 日の「復興の現状と取組」（復興庁）によると、福島県内の「汚染状況重点調査地域」となっている 40 市町村のうち、35 市町村については協議済の計画が策定されており、いわき市については協議中。その他は調整中となっている。

※ 「汚染状況重点調査地域」の指定基準は、放射性物質汚染対処特措法の「基本方針」において、「追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以上となる地域」とされている。

※※ 市町村実施区域内でも、国・県の施設はこれらが実施することとしている。

※※※ 福島県以外の「汚染状況重点調査地域」は、岩手県 2 市 1 町、宮城県 4 市 6 町、茨城県 16 市 2 町 2 村、栃木県 6 市 2 町、群馬県 5 市 3 町 2 村、埼玉県 2 市、千葉県 9 市である。

## ② 市町村の除染実施計画の内容等

市町村が放射性物質汚染対処特措法に基づき策定した除染実施計画の例として、

- 福島市ふるさと除染実施計画
- 郡山市ふるさと除染実施計画
- いわき市除染実施計画

を見てみると、市町村の状況に応じた差異はあるが、概ね次のような内容になっている。

- ・ 追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト（＝空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト）以上の地域を対象とし、住宅、事業所、公共施設等の建物等、道路、農用地、生活圏周辺の森林等の除染を進めることとしている。また、その中でも高線量地域（追加被ばく線量が年間 5 ミリシーベルト（＝空間線量率が毎時 0.99 マイクロシーベルト）以上を基準にしている場合がある。）、福島第一原発から 30 キロ圏内を含む地域、こども関係施設等を優先することとしている。
- ・ おおむね 2011 年度から優先順位の高い高線量の地域やこども関係施設等に着手し、2012 年度からその他の地域の住宅等に着手する計画になっている。また、計画期間は、郡山市、いわき市では 2015 年度末まで、福島市では 2016 年 9 月までとしている。
- ・ 生活圏以外の森林については、国・県と協議の上、実施者を決定することとしている例や、国・県の方針提示後に決定としている例、記載のない例がある。
- ・ 除染方法については、おおむね環境省の「除染関係ガイドライン（平成 23 年 12 月）」に基づいているが、郡山市では、追加被ばく線量が 5 ミリシーベルト以上の区域は「面的除染」を行い、1～5 ミリシーベルトの区域は住宅の雨どい、道路、側溝等の局所的に高線量を示す箇所の除染を行うこととしており、福島市でも同様の計画となっている。また、郡山市では、住宅等の屋根は既に放射性物質が流れてしまっていること等から原則として除染を実施しないこととしている。

〔表 5-2〕 除染方法の例（福島市）

除染対象		除染方法
生活圏	住宅	屋根の高圧洗浄、雨樋の清掃、庭木の剪定、軒下等の除草、庭土の表土除去
	宅地等	表土除去、天地換え
	事業所、工場、商業施設等	屋上・駐車場の高圧洗浄、雨樋の清掃、植木の剪定、敷地の表土除去
	公共施設、公共広場等	施設等の高圧洗浄、広場、公園の表土除去、側溝清掃
	学校・保育所等	校舎等の高圧洗浄、校庭の表土除去、側溝清掃
	道路（側溝含む）	アスファルトの継ぎ目・ひび割れのブラッシング、側溝清掃
	街路樹など生活圏の樹木	常緑樹：枝葉の剪定 落葉樹：落ち葉・腐葉土の回収
	森林	林縁から20m程度を目安に落ち葉除去（常緑針葉樹は、3～4年にわたって継続）枝葉除去、国における技術的な検討結果を踏まえ、土側溝の掘削又は土のうによる水路を形成
農地等		表土等の除去、客土、反転耕、深耕、樹体洗浄・粗皮削り、剪定等
河川、水路等		道路側溝と同様の形態となっている水路は、道路側溝と同様に対応するも、その他は、今後示される国等の除染指針を参照

- 放射線量は時間の推移とともに減少する性質があるが、ホットスポットに集中する場合もある。このため、追加被ばく線量（空間線量率）については、いずれの市町村でも改めてきめ細かく詳細なモニタリングを行い、年間1ミリシーベルト（空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト）以上となる地点を確認した上で必要な除染をすることとしている。
- 除染土壌等の保管について、環境省の「中間貯蔵施設の整備に係る工程表」では、2015年1月からは国が設置する中間貯蔵施設に搬入を開始することとしており、それまでの間は各市町村とも市町村又はコミュニティ単位で設置した「仮置き場」・「仮仮置き場」での保管、又は除染した現場等で保管する「現場保管」（いずれも、遮水シートによる浸水防止対策、盛り土・擁壁による放射線遮蔽、放射線モニタリング実施等の措置を講

じる。)を行うこととしている。

- ・ 作業の安全の確保として、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（除染電離則）」及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」の遵守を明記している計画もある。
- ・ なお、放射能除染における福島県の主な役割は、除染を行う市町村（「汚染状況重点調査地域」の40市町村）に対する、i) 財政支援、ii) 技術的支援、iii) 人的支援である。
  - i) の財政支援としては、「福島県県民健康管理基金」から、市町村に対し、市町村の除染計画に沿った除染の実施に必要な費用（除染対策事業交付金）を交付する。
    - 最近の県としての除染推進に向けた支援の枠組みは、次のとおり。
      - 事業者等の育成の加速化（除染業務従事者、現場監督者、業務管理者を対象とした除染講習会の開催）
      - 技術的支援の強化（除染情報プラザの設置、除染技術実証事業、技術指針の作成）
      - 住民理解の促進（住民説明会への専門家等の派遣、地域対話フォーラム及び仮置き場現地視察会の開催）

## （２）積算基準等における除染作業員等の職務内容と賃金

- ・ 国直轄の除染実施地域（環境省発注分）の「設計労務単価」における除染作業員等の職種と単価は、次のとおり〔01 作業指揮者～10 交通誘導員 B（除染）〕であり、それぞれの職種の定義と作業内容については章末の参考に掲げたとおりである。

「設計労務単価」とは、公共工事の予定価格の積算用単価であり、個々の契約を拘束するものではない。また、建設労働者等の賃金相当額であり、労働者に支払われない諸経費等は含まれていない。

職 種	設計労務単価		設計労務単価
	[2013年1月9日～3月末]	⇒	[2013年4月1日以後]
01 作業指揮者	16,200円	⇒	18,900円
02 特殊除染作業員	15,300円	⇒	19,400円
03 普通除染作業員	11,700円	⇒	15,000円
04 運転手（除染特殊）	14,200円	⇒	18,100円
05 運転手（除染一般）	12,700円	⇒	16,300円

06 樹木除染工	14,500円	⇒	17,000円
07 防水工(除染)	14,500円	⇒	17,700円
08 とび工(除染)	14,900円	⇒	17,900円
09 交通誘導員A(除染)	8,600円	⇒	10,300円
10 交通誘導員B(除染)	7,900円	⇒	9,600円

(注) 所定労働時間内 8 時間当たりの金額

- ・ 除染特別地域内で作業に従事する除染等業務従事者については、その業務環境の特殊性にかんがみ、上記の単価に加えて 1 日当たり 1 万円（その他の調査業務等従事者については別途の金額）が加えられるものとされ、この部分については、「除染等工事共通仕様書」により労働者への支払いが義務付けられている。
- ・ これらの職種のうち、「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準」（平成 25 年環境省）で、特に多くの作業に共通して掲げられているのは、01 作業指揮者と 03 普通除染作業員であり、人数的には人力による土木等の労務である普通除染作業員の比重が大きい。特殊除染作業員は、草刈機を使用したり道路舗装面の剥ぎ取り等を行う際に多く計上される。
  - ※ 「除染等業務特別教育テキスト改訂版」（厚生労働省電離放射線労働者健康対策室）によると、道路や土壌の除染等に際してブルドーザー、油圧ショベル等の掘削・運搬・整地用機械等を使用する場合や、農業用機械、営林用機械を使用する場合、屋根等での高所作業となる場合もある。
- ・ 2013 年 4 月から積算上の除染の労務単価が引き上げられたが、国交省が「平成 25 年度公共工事設計労務単価」を引き上げたことに連動して国直轄地域分がアップし、これに市町村実施分も連動しているという構図であり、これにより公共事業のうち除染作業だけが人手確保に有利になったわけではないと言われている。

## 2 ハローワーク求人等の状況

### (1) ハローワーク・インターネットサービスで検索した除染関係の求人 100 件の内容

- ・ ハローワーク・インターネットサービスにおいて、就業地：福島県、フリーワード検索：「除染」で検索すると、2013 年 4 月には毎日 400 件台の求人がヒットした。
- ・ 2013 年 4 月 15 日に、次の条件でハローワーク・インターネットサービスから求人を検索し、一定の分析を試みた。
  - i) 就業地：福島県、フリーワード検索：「除染」で検索
  - ii) 個別求人職種の欄に「除染」又は「放射線」の文字があるものを受理日の新しいものから 100 件選択（受理日は 3 月 14 日～4 月 12 日）

- その結果概要は次のとおり。

① 求人受理安定所の都道府県別分布（除染求人 100 件中）

- 福島県：64 件（郡山所 17 件、相双所（富岡出張所含む）14 件、福島所 10 件、平所 9 件、白川所 5 件、二本松所 4 件、須賀川所 4 件、会津若松所喜多方出張所 1 件）、
- 東京都：7 件、青森県：6 件、宮城県：5 件、茨城県：3 件、北海道：2 件、静岡県：2 件、奈良県：2 件、秋田県：1 件、栃木県：1 件、群馬県：1 件、千葉県：1 件、神奈川県：1 件、兵庫県：1 件、島根県：1 件、岡山県：1 件、大分県：1 件

このように、除染求人は全国のハローワークで提出されている。ハローワークの求人は基本的にどこで提出してもハローワーク・インターネットサービスやハローワークでの情報システムを通じて全国的に応募が可能となる。また、環境省の「除染ロードマップ」にもあるように、発注者は地元業者の活用や地元雇用に配慮している。このような中で福島県以外のハローワークでの受理が 36%あるということは、受注業者がその必要性に迫られて、全国的な下請網を活用・拡充しつつ、労働力の確保を図っていることを推測させる。

② 求人職種（除染求人 100 件中）

- 除染作業（付随軽作業含む）：73 件
- 除染作業＋土木建設作業：6 件
- 除染業務管理・監督者：5 件
- 除染＋放射線モニタリング：3 件
- 除染作業＋現場管理：3 件
- 除染作業＋建設機械オペレーター（除染作業内外）：2 件
- 除染作業＋建設土木作業＋がれき作業：2 件
- 放射線管理：2 件
- 除染作業（道路舗装含む）：1 件
- 除染作業＋発電所点検清掃：1 件
- 放射線モニタリング：1 件
- 放射線管理＋一般事務：1 件

除染作業のみの求人が 73%を占めているが、除染に付随する放射線モニタリングや現場管理・監督関係業務を行う求人も一定数ある。除染の仕事がない期間において他の建設・土木作業やがれき処理を行うことを想定している求人もある。

## ③ 除染等対象地域の区分（除染求人 100 件中）

- ・ 国直轄の除染実施地域：14 件
- ・ 市町村実施地域：71 件
- ・ 両方の可能性あり：15 件

今回抽出した 100 件の求人は 3 月中旬～4 月中旬に受理されたものであるが、これらの除染関係求人に関しては、市町村実施地域のみ求人件数が 7 割を占めた。この割合は、それぞれの地域における入札・契約時期に左右されていると見られる。

## ④ 経験・資格（除染求人 100 件中）

[経験について]

- ・ 「業務経験あれば尚可」、「土木・建設作業経験者優遇」等：16 件  
(うちパソコン操作も求めるもの：2 件)
- ・ 土木・除染等経験者：7 件
- ・ (土木作業又は) 重機オペレーター経験者：2 件
- ・ 庭師作業経験者：1 件
- ・ 土木施工管理業務経験者：1 件
- ・ 放射線管理業務経験者：1 件
- ・ 放射線管理業務経験あれば尚可：1 件
- ・ 上記以外（不問）：71 件

[資格について] ※ 重複あり。

- ・ 普通自動車運転免許が必要：63 件
- ・ 車両系建設機械、高所作業車、移動式クレーン、玉掛け、大型特殊・普通運転免許、小型特殊、足場組立、刈払い機、チェーンソー等いずれかの資格  
⇒必要：7 件、優遇：24 件
- ・ 放射線取扱主任者資格⇒必要 1 件、優遇 1 件
- ・ 土木施工管理技士⇒必要 1 件、優遇 1 件
- ・ 除染等特別教育：1 件
- ・ 上記以外（不問）：23 件

除染作業は多くが人力による土木等の労務であることから「経験不問」の求人が多いが、その中でも円滑・迅速な作業のために土木等の経験者を求めるニーズが高いことが窺われる。

普通自動車運転免許が必要な場合が63件と多いが、その多くが通勤（相乗り含む）のためと考えられ、その旨明示しているケースもある。

また、除染作業に際しては、放射線管理・測定を伴うとともに、重機運転、樹木刈り込み等の作業が含まれる場合があるため、これらの経験者・資格者を求めるニーズもある。

⑤ 雇用期間の定め（除染求人100件中）

- ・ 雇用期間の定めなし：45件
- ・ 雇用期間の定めあり（4ヶ月以上）：38件〔うち更新可能性なし1件〕
- ・ 同（4ヶ月未満）：17件〔同 2件〕

「雇用期間の定めなし」が半数近くに及ぶ。この中には、下記⑩の「企業全体の従業員数」が「就業場所の従業員数」と等しくなっている企業（現状では、実質的に除染業務に特化していると思われる）が多く含まれている（30件/45件）。これらの「雇用期間の定めなし」としている求人企業が、「定めあり（更新可能性あり）」としている企業に較べて実質的により長期の雇用見込みが立っているかどうかについては、他の求人条件を見ても不明である。

⑥ 求人賃金〔基本給＋定額的に支払われる手当〕（除染求人100件中）

〔表5-3〕

	①下限の平均	②上限の平均	③ (①+②)/2
国直轄の除染実施地域の求人 (14件)	344千円	370千円	357千円
市町村実施地域の求人 (71件)	213千円	287千円	250千円
両方の可能性がある求人 (15件)	216千円	367千円	292千円
《参考》 2013年2月末有効求人 福島県内「建設・採掘の職業」	181千円	257千円	219千円
《参考》 2013年1月末有効求人 東京都内の「建設・採掘の職業」	214千円	332千円	273千円

今回分析対象とした100件の求人を見る限り、比較的放射線量が高い国直轄の除染実施地域における除染作業で支給が義務付けられている「特殊勤務手当」（除染等業務従事者は1日1万円、その他の業務従事者は「東日本大震災に対処するための人事院規則9-30」に定める手当額）については、一応、ほぼ漏れなく求人条件に反映されているように見受けられた。

除染関係の求人賃金の平均は、国直轄地域においても市町村実施地域においても、福島県内の「建設・採掘の職業」の求人賃金の平均よりも高く、国直轄地域の場合には、東京の同職種の求人賃金よりも高い。この点が労働力確保に当たっての魅力になっていることが窺われる。

ただし、特殊勤務手当分を除く賃金の下限は、福島県最低賃金（664円/時間）程度のももある。また、個別に見ていくと、管理監督者では賃金水準が高い傾向がある。建設機械運転有資格者、土木作業経験者等を優遇するものは上限賃金が高い傾向がある。

#### ⑦ 労働時間（除染求人100件中）

- ・ 就業時間については100件中89件が始業時間の9時間後まで（その他は1年又は1ヶ月単位の変形制か若干短め）となっており、休憩時間は60分から120分の範囲である。1件のみ9時間半の就業時間で150分の休憩となっていた。
- ・ 休日については、日曜日は休日となっている（例外は4件のみ）が、土曜日を休日と明示しているものは100件中17件のみとなっており、日曜日以外の休日は作業の状況に応じたものとなる状況が窺える。
- ・ 時間外労働については、下表のとおり10～20時間の時間外労働があらかじめ予定されているケースも多く、定期的休日の少なさとあわせて考えると、労働力不足の状況が、実労働時間の長さとなって反映されている可能性もある。今後、労働力がさらに不足する場合には、さらに長くなる可能性があることが窺われる。

〔表5-4〕 時間外労働予定時間別の求人件数

なし	あり（時間数不明）	月平均1～6時間	月平均10時間	月平均15時間	月平均20時間	月平均25時間	月平均30時間	月平均40時間	計
53	2	7	19	2	9	2	4	2	100

## ⑧ 宿舍（入居可能住宅）（除染求人 100 件中）

- ・ 単身用あり：41 件、世帯用あり：1 件、両方あり：2 件
- ・ なし：56 件

全体の半数近くが宿舍を用意しているが、宿舍の有無と普通自動車免許必要との関係は見られない。このことは、宿舍が必ずしも除染現場の近くではないことや、除染現場自体が移動していくこととの関連ではないかと考えられる。

## ⑨ 求人事業所の事業内容〔同欄の上位に記載のあったもの〕（除染求人 100 件中）

- ・ 土木・建築関係（リフォーム、解体工事、電気工事、設備工事、塗装工事等含む）：57 件、除染：17 件、業務請負・派遣：6 件、環境衛生・ビルメン・警備：5 件、機械組立・板金等加工：5 件、建設コンサルタント・設計：3 件、発電所メンテナンス：2 件、放射線管理 1 件、自動車販売・修理：1 件、縫製：1 件、介護：1 件、販売：1 件

求人事業所の事業内容は、土木・建設関係が過半数を占めているが、除染のみの企業も多い。その他では、環境衛生・ビルメン・警備、発電所メンテナンス、放射線管理のように土木建築関係以外で除染との関係の深い業種もあるが、業務請負・派遣業のように労働力確保自体を目的とする業種も参入していることがわかる。また、その他種々の業種が参入しているが、次の⑩で見ると 0 人事業所や従業員規模が小さいところが多い。

## ⑩ 求人事業所の従業員数（除染求人 100 件中）

〔表 5-5〕

企業全体の従業員数	a 求人件数	b うち「企業全体の従業員数」=「就業場所の従業員数」	
		c うち「就業場所の従業員数」=0	
100 人～	8	0	1
50～99 人	9	3	0
10～49 人	41	19	3
1～9 人	29	26	1
0 人	13	13	13
計	100	61	18

上表に見るように、除染関係求人 100 件のうち、求人提出の段階では未だ「0 人事業所」であるケースが 13 件である。これらは、除染事業のために新設した企業である可能性が高い。

また、b 欄のように「企業全体の従業員数」と「就業場所の従業員数」が等しく、従業員全員が求人に係る就業場所（求人職種が「除染」であれば通常「除染」に係る就業場所）で就労していると考えられる企業からの求人件数が 100 件中 61 件と過半数である。0 人事業所は当然すべてこれに該当するが、1～9 人規模の事業所の 90%（26 件/29 件）、10～49 人規模の事業所の 46%（19 件/41 件）もこのような状態にある。

個別に求人内容等を検討すると、上記⑨で「除染」を主要な事業として求人に記載している 17 件以外に、30 件以上の求人の求人者が実質的には除染に特化していると見ることができる。これらの企業は求人に記載されている事業を本業とする個人事業（1 人親方含む）等の零細事業だったが、除染需要の増加に伴い、当面、除染に専業することになったようなケースが多いものと考えられる。

※ 除染に特化している事業所の中にも、女性従業員の存在が明記されているケースがある。その場合でも、女性従業員数は 1 桁程度の場合が多いが、中には「企業全体の従業員数」＝「就業場所の従業員数」＝「女性従業員」＝15 人（うちパート 2 人）というケースもある。

なお、c 欄のように、0 人事業所でないが就業場所の従業員数が 0 人の求人が 5 件あり、これらは他業種の事業所が新たに除染業務に参入するに当たって求人を提出していることになる。

#### ⑩ 採用人数〔求人数〕（除染求人 100 件中）

〔表 5-6〕

採用人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人
求人件数	5	8	7	4	<u>27</u>	1	3	3	0
採用人数	10 人	15 人	20 人	30 人	40 人	50 人			
求人件数	<u>21</u>	<u>4</u>	<u>12</u>	<u>4</u>	<u>0</u>	<u>1</u>			

このように、5 人、10 人、15 人、20 人、30 人という概数的で大きな採用人数としている求人が多いのは、正確な受注作業量予測に基づく求人ではないことの表れである可能性もある。

※ 宿舎費・食費等の自己負担額について

- ・ ハローワーク・インターネットサービスの求人情報からは明確にできないが、遠隔地から除染作業に就職しようとする際、宿舎費・食費等の経費の自己負担が発生している場合があることが推測される。

(2) 東日本における有効求人倍率の状況

- ・ 下の表は、各都道府県労働局のホームページから収集できる 2013 年 2 月末の「建設・採掘の職業」の有効求人倍率（常用）である。

これを見ると、岩手・宮城・福島のいわゆる被災 3 県では復旧・復興需要の中で土木・建設関係を中心として労働力需給がひっ迫しているが、それ以外の北海道・東北やその近隣の県でもおしなべて建設・土木関係の労働力需給はひっ迫しつつあり、これら地域の建設・土木作業の希望者から福島の除染等作業の要員を調達することには一定の困難を伴っていると言える。その中においては、青森、秋田は求人倍率が比較的低いので、地元における建設・土木関係の無技能者・未経験者の就労機会も比較的小さいことが考えられる。また、北海道でも道内の地域によってはそのような可能性があり、福島での除染関係への就労の可能性も比較的高いと考えられる。

なお、除染関係求人の労働力確保は、賃金・宿舎等の条件面で被災地及び他地域の建設等労働関係の求人よりも魅力があるかどうかによっても左右されると考えられる。

※ 除染関係の求人賃金の平均は、比較的放射線量が高く特殊勤務手当の支給が義務付けられている国直轄地域と市町村実施地域との格差があるが、双方で福島県内の「建設・採掘の職業」の求人賃金の平均よりも高い。国直轄地域の場合には、東京の同職種の求人賃金よりも高い。(1)の⑥参照。

- ・ なお、2013 年 3 月の「建設・採掘の職業」の全国有効求人倍率（常用）は 2.19 倍であり、土木・建設関係の労働力の需給ひっ迫は全国的なものであると言える。

〔表 5-7〕

	有効求人倍率（常用）	
	建設・採掘の職業	職種計
北海道	1.23	0.65
青森	0.92	0.64
岩手	2.73	0.95
宮城	3.99	1.20
秋田	1.08	0.68
山形	2.49	0.84
新潟	2.13	0.85
福島	3.63	1.12
東京	3.46	1.14

※2013 年 2 月末現在

## 参考

## 除染関係職種の定義・作業内容（環境省の関連通達より）

01 作業指揮者：除染等工事、土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、除染等工事においてもつばら指導的な業務を行うもの

02 特殊除染作業員：

① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として除染等工事において次に掲げる作業について主体的業務を行うもの

a. 軽機械(道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの)を運転または操作して行う次の作業

イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ(クローラ型)・バックホウ(クローラ型)・トラクタショベル(クローラ型)・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬

ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬

ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ(自走式)、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締め

ニ. 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設

ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし

ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草

ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作

チ. コンクリートカッターの運転または操作

b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ

c. コンクリートポンプ車の筒先作業

② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、除染等工事における各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの

03 普通除染作業員：

① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として除染等工事において次に掲げる作業を行うもの

a. 人力による土砂等の掘削、積み込み、運搬、敷均し等

b. 人力による資材等の積み込み、運搬、片付け等

c. 人力による小規模な作業(たとえば、堆積物の除去など)

d. 人力による除草

- ② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、除染等工事における各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの

04 運転手（除染特殊）：重機械（主として道路交通法第 84 条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として除染等工事において重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの

- a. 機械重量 3t 以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬
- b. 吊上げ重量 1t 以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量 5t 以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬
- c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量 3t 以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め
- d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装
- e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き
- f. 路面清掃車（3 輪式）、除雪車等の運転または操作
- g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）

05 運転手（除染一般）：道路交通法第 84 条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として除染等工事において機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの

- a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転
- b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転
- c. 機械重量 3t 未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬
- d. 吊上げ重量 1t 未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬
- e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布
- f. 路面清掃車（4 輪式）の運転または操作

06 樹木除染工：造園工事について相当程度の技能を有し、主として除染等工事において庭木等の剪定、芝張り、粗皮の剥ぎ取り、樹皮の高圧洗浄等について主体的業務を行うもの

07 防水工（除染）：防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、

シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の除染等工事における防水作業について主体的業務を行うもの

08 とび工（除染）：高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として除染等工事における足場の設置を行うもの

09 交通誘導員A（除染）：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、除染等工事において交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

10 交通誘導員B（除染）：警備業者の警備員で、除染等工事において交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの